



軽自動車税の税率が 変わります

平成26年度税制改正により、車体課税なども含めた自動車関係税制の見直しが行われ、27年度から軽自動車税の税率が改正されました。また、軽自動車のグリーン化を進める観点から、新車新規登録から14年を経過した3輪以上の軽自動車は、28年度から税率が引き上げられます。

原動機付自転車など

車種区分		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽2輪(125cc超 250cc以下)		2,400円	3,600円
小型2輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	1,600円	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

3輪以上の軽自動車

- ・平成27年3月31日以前に新車新規登録をした車両・・・①現行税率が適用
- ・平成27年4月1日以降に新車新規登録をした車両・・・②改正後税率が適用
- ・新車新規登録から14年を経過した車両(28年度から)・・・③重課税率が適用

車種区分		① 現行税率	② 改正後税率	③ 重課税率
3輪の軽自動車		3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※例えば、

- ・平成16年12月に新車新規登録した車両の場合
29年度までは①現行税率が適用され、30年度以降は③重課税率が適用されます。
- ・平成27年4月に新車新規登録した車両の場合
40年度までは②改正後税率が適用され、41年度以降は③重課税率が適用されます。

【注意】 軽自動車を解体処分した場合でも、廃車の手続きを行わないと軽自動車税が発生します。

市役所の担当課が
わからないときは

南島原市役所
☎050(3381)5000へ

*省略文字説明/☎:日時 ☎:場所 ☎:内容 ☎:定員 ☎:料金 ☎:対象者
☎:応募締切 ☎:申込方法 ☎:申し込み・お問い合わせ

南島原にゆーす

☎ 都市計画課 ☎050(3381)5067 FAX0957(85)3136
Eメール: toshikeikaku@city.minamishimabara.lg.jp 〒859-2412 南有馬町乙1023番地

南島原市風致地区内における建築等の 規制に関する条例(案)市民意見募集

これまで、市の風致地区については、長崎県条例により建築などの規制が行われていましたが、政令の一部改正により、10ヘクタール以上の風致地区に係る行為の許可に関する条例の制定権限が、県から市に移譲されました。

このため、市では、平成26年12月末を目途として「南島原市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を策定します。

本条例を策定するにあたり、皆様のご意見・ご提案をいただくため、「案」についての市民意見募集(パブリック・コメント)を実施します。

☎9月1日(月)~30日(火)

☎都市計画課および各支所(ホームページにも記載)

●意見提出ができる人

- ・市内に在住・在勤・在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する人

●意見の提出方法

意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記入の上、持参または郵送、FAX、Eメールで提出ください。

●意見の公表

お寄せいただいた意見の要旨とそれに対する市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

南島原にゆーす

☎ 市役所 保険年金課 ☎050(3381)5039 または
長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930



受けてみませんか? お口の健康チェック

お口の中の健康が全身の健康に関係していることをご存知でしたか?ぜひ、この機会にお口の健康指導を受けてみませんか?

- お口の中を健康にすると、歯の病気はもとより細菌の繁殖を防ぎ、口内炎や肺炎の予防になります。
- きちんと噛んで食べることによって、食いしばる力が出て転倒防止につながります。
- 舌やほおなどの筋肉を鍛えることにより、食べ物を気管につまらせることで起きる誤嚥(ごえん)性肺炎を防ぐことができます。

このように、お口の中の健康は体全体の健康と密接な関係にあります。

☎長崎県後期高齢者医療の被保険者(県外居住者、医療機関や介護施設などに入院されている人を除く)

☎無料

☎長崎県後期高齢者医療広域連合または市役所に電話申し込みするか、受診を希望する歯科医院を通じて申し込みください。

☎12月19日

・受診回数/3回

※むし歯治療などは対象外。